

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン定期予防接種のご案内

令和5年度に小学6年生となる女子と保護者の方へ

このご案内は、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）のご案内と予診票を送付するものです。

接種の前に、このご案内・本市ホームページを必ずお読みください。ワクチンの有効性とリスク等を十分ご理解いただいたうえで、母子健康手帳等で接種歴を確認し、体調の良いときに接種を受けてください。

なお、これまで公費で接種可能なワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンの2種類でしたが、令和5年4月1日より、公費で接種可能なワクチンに9価ワクチンが追加されます。

◆ ご注意ください ◆

- ・ HPV ワクチンは令和5年4月1日から接種可能となります。

※厚生労働省作成のリーフレットについて

本市ホームページ（右の2次元コード）にて、最新のHPV ワクチンに関するリーフレットを掲載しておりますのでご覧ください。

URL : <https://www.city.saitama.jp/008/016/001/005/p013029.html>



送付物	部数	備考
ご案内（本紙）	1部	さいたま市のご案内です。
予診票	3部	9価ワクチンの接種回数について、予診票の記載内容と実際の接種回数異なる場合がありますので、ご使用前に本市ホームページをご覧ください。
保護者が同伴しない場合の同意書	3部	

※今後、HPV ワクチンに関する最新情報は本市ホームページをご覧ください。

1 HPV ワクチン定期予防接種対象者・接種方法

- 接種対象者 接種日時時点でさいたま市に住民登録がある、小学6年生～高校1年生相当の女子
（令和5年度対象者：平成19年4月2日生～平成24年4月1日生）
- 接種期限 高校1年生相当の年度の3月31日まで
- 接種場所 さいたま市定期予防接種実施医療機関 ※本市ホームページをご参照ください
- 接種料金 無料（接種期限を過ぎた場合は、原則全額自己負担となります。）
- 必要な物 ①予診票 ②母子健康手帳 ③健康保険証 ④子育て支援医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証、またはひとり親家庭等医療費受給資格証 ⑤お子さんがさいたま市民であることを確認できる書類（健康保険証、個人番号カード等） ⑥保護者が同伴しない場合の同意書（必要な方のみ）
- 接種回数 ワクチンの種類、接種時期等により異なりますので、本市ホームページをご覧ください。

2 HPV ワクチンの種類と接種スケジュール

【公費で接種可能な最短のスケジュール】

ワクチンの種類	2回目	3回目
2価ワクチン (サーバリックス)	1回目の接種から1か月以上の間隔	1回目の接種から5か月以上の間隔 かつ 2回目の接種から2か月半以上の間隔
4価ワクチン (ガーダシル)	1回目の接種から1か月以上の間隔	2回目の接種から3か月以上の間隔
9価ワクチン (シルガード9)	9価ワクチンの接種回数及びスケジュールについては、最新の情報を本市ホームページでご確認ください。	

【(参考) 国が示している標準的なスケジュール】

ワクチンの種類	2回目	3回目
2価ワクチン (サーバリックス)	1回目の接種から1か月以上の間隔	1回目の接種から6か月以上の間隔 かつ 2回目の接種から2か月半以上の間隔
4価ワクチン (ガーダシル)	1回目の接種から2か月以上の間隔	1回目の接種から6か月以上の間隔 かつ 2回目の接種から3か月以上の間隔
9価ワクチン (シルガード9)	9価ワクチンの接種回数及びスケジュールについては、最新の情報を本市ホームページでご確認ください。	

ワクチンは3種類あります。
原則として同じ種類のワクチンで接種を完了するようにしてください。

3 子宮頸(けい)がんについて HPV ワクチンの効果・副反応について

詳しくは本市ホームページをご覧ください。



URL : <https://www.city.saitama.jp/008/016/001/005/p013029.html>

4 子宮頸（けい）がん検診について

HPV ワクチンで防げない HPV 感染もあるため、がんの早期発見のため、20 歳になったら子宮頸がん検診を定期的に受診することが大切です。

詳しくは本市ホームページをご覧ください。
(さいたま市／がん検診等のご案内)



URL : <https://www.city.saitama.jp/002/001/014/006/001/p001476.html>

5 健康被害が起きたときは（予防接種健康被害救済制度）

極めてまれですが、予防接種を受けた方に重い健康被害が生じる場合があります。ワクチン接種によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合は、申請し国で認定されると、法律に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、接種医療機関へご相談ください。

6 注意事項

- ① 医療機関の診療時間内に事前予約をしてください。
- ② 医療機関のワクチンの在庫状況や休診日等により、希望どおりに接種を受けられないことがあります。事前に医療機関へ確認をしてください。
- ③ 接種当日は体調を確認し、平熱より高い・頭痛がする等のかぜ症状がある場合等は延期をお勧めします。なお、以下の項目に該当する方もご注意ください。
 - ・ 4 週間以内に他の予防接種を受けている。
 - ・ 生まれてから今までに特別な病気にかかり、医師の診察を受けている。
 - ・ ひどいアレルギーがある。
 - ・ けいれんを起こしたことがある。
 - ・ 過去に免疫不全の診断を受けている及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる。
 - ・ 下記の例の病気が治癒してから 2 週間～1 か月経過していない、もしくは潜伏期間と考えられる場合は接種を見合わせる場合があります。
〔例〕 ○手足口病 ○伝染性紅斑（りんご病） ○水痘（水ぼうそう）
 ○麻しん（はしか） ○風しん（三日ばしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等
 - ・ 医師の診察及び投薬を受けている方は、接種可能か確認されることをお勧めします。
- ④ 医療機関に「予診票」、「母子健康手帳」、「健康保険証」、「接種を受ける方がさいたま市民であることが確認できる書類」を必ず持参してください。
- ⑤ 接種後 30 分は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ⑥ 接種後、接種部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけ等の症状があれば医療機関で診察を受けてください。
- ⑦ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合や規定回数を超過した場合の接種費用は原則自己負担となります。後日判明した場合は、接種医療機関にお支払いいただきます。